

平成 31 年 2 月 7 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

(担当・内線) 相談支援係 富原 有我(3149)

(代表電話) 03(5253) 1111

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について、今般取りまとめましたので、公表します。

【調査目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、全市町村（市町村数 1,741）及び全都道府県を対象として、平成 30 年 4 月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※ 平成 23 年 4 月時点の調査対象は、全国 1,747 市町村、47 都道府県のうち被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）を除く 1,619 市町村、44 都道府県であるため、平成 23 年 4 月時点の状況や平成 22 年度の実績については被災 3 県を除くデータとなっている。

【ポイント】

I 基幹相談支援センター、指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等

- 基幹相談支援センターは 37%（650 市町村・719 箇所）の市町村が設置。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 9,623 事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けていない事業所は 77%（7,434 事業所）。
- 指定一般相談支援事業所数は 3,397 事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 41%（1,395 事業所）。
- 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は 20,577 人。

II 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

- 平成 18 年度から平成 29 年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者は 124,229 人、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者は 205,319 人。

【調査結果の概要（市町村）】（括弧内は別添資料 1：調査結果（市町村）のページ数）

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 59%（1,022 市町村）、複数市町村共同（単独＋複数市町村共同を含む）が 41%（719 市町村）。(P1)

- 実施方法は、直営のみが 10%（174 市町村）、委託を含むが 90%（1,567 市町村）。(P1)
〈障害者相談支援事業の実施方法〉

実施方法	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
直営のみ	18%	15%	12%	11%	11%	10%	10%	10%
委託を含む	82%	85%	88%	89%	89%	90%	90%	90%

- 運営方法は、3 障害一元化して実施が 83%（1,446 市町村）、障害種別ごとに実施が 13%（230 市町村）、地域包括支援センターと一体的に実施が 3%（49 市町村）等。(P1)
〈障害者相談支援事業の運営方法〉

運営方法	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
3 障害一元化して実	75%	79%	82%	82%	82%	82%	83%	83%
障害種別ごとに実施	20%	17%	15%	14%	14%	15%	14%	13%
地域包括支援センターと一体的に 実施	4%	3%	2%	3%	3%	2%	2%	3%

- 30%（519 市町村）が 24 時間 365 日対応。(P1)
- ピアカウンセリングは、37%（651 市町村）が実施。(P2)
 - ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が 76%（496 市町村）、知的障害が 60%（393 市町村）、精神障害が 79%（517 市町村）。(重複あり)
- 平成 30 年度の障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計は、235.8 億円。(P2)
 - ※ 地域活動支援センター I 型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費等が含まれる。
 - ※ 1,741 市町村のうち相談支援を指定相談支援事業者へ委託している市町村数（1,567 市町村）で単純に割った場合、1 市町村当たり 1,505 万円（委託している市町村（1,567 市町村）の中には、「委託」のみの市町村と、「直営＋委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれている。）。

2 基幹相談支援センターについて

- 37%（650 市町村・719 箇所）が設置。このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは 85%（609 箇所）。(P5)
〈基幹相談支援センターの設置状況〉

実施状況	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町村数	156	314	367	429	473	518	719
実施率	9%	18%	21%	25%	27%	30%	37%

- 基幹相談支援センターの窓口の設置場所は、市町村役所が 25%（178 箇所）、公共施設が 23%（163 箇所）など。(P5)
- 平成 30 年度中に設置予定の市町村数は、35 市町村。(P5)

3 基幹相談支援センター等機能強化事業について

- 52%（910 市町村）が実施。(P6)

4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

○ 16%（283 市町村）が実施。（P7）

※ 同事業は、平成 24 年度から地域移行支援・地域定着支援でも対応が可能。

＜住宅入居等支援事業の実施状況＞

実施状況	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町村数	227	208	191	220	253	257	269	283
実施率	14%	12%	11%	13%	15%	15%	15%	16%

○ 平成 29 年度の居住サポート事業における入居支援の実利用者は 1,378 人、24 時間支援の登録者数は 616 人。入居支援の実利用者 1,378 人のうち、一般住宅への入居に結びついた実利用者数は 676 人。（P8）

5 成年後見制度利用支援事業等について

○ 81%（1,416 市町村）が実施。（P9）

＜成年後見制度利用支援事業の実施状況＞

実施状況	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
実施市町村数	751	1,240	1,322	1,360	1,414	1,470	1,485	1,416
実施率	46%	71%	76%	78%	81%	84%	85%	81%

○ 対象者は、実施市町村のうち、「市町村長申立てのみ」が 50%（705 市町村）、「市町村長申立て以外も含む」が 50%（711 市町村）。（P9）

※ 対象者については、平成 19 年度までは「市町村長申立て」に限定していたところであるが、成年後見制度の利用を促進する観点から、平成 20 年度から「市町村長申立て以外も含む」こととした。

○ 平成 29 年度の利用者数は 3,006 人となっており、年々増加。（P10）

＜成年後見制度利用支援事業の利用者数＞

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年	平成 29 年
利用者数	483 人	642 人	929 人	1,280 人	1,611 人	2,211 人	2,797 人	3,006 人
対前年比	+72 人	+159 人	+287 人	+351 人	+331 人	+600 人	+586 人	+209 人

・ 利用者数 3,006 人を助成対象別にみると、「申立費用のみ助成」が 643 人、「成年後見人の報酬のみ助成」が 2,214 人、「申立費用及び成年後見人の報酬を助成」が 149 人。

○ 利用者 1 人当たりの平均助成額（年間）は、申立費用が概ね 1.8 万円、成年後見人等の報酬が 21.9 万円。（P10）

※ 助成総額を、利用者数で単純に割った場合の助成額。

○ 成年後見制度法人後見支援事業については 309 市町村が実施。（P11）

6 （自立支援）協議会について

○ 96%（1,668 市町村）が設置となっている。（P13）

＜（自立支援）協議会の設置状況＞

設置状況	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
設置市町村数	1,444	1,629	1,650	1,651	1,669	1,696	1,692	1,668
設置率	89%	94%	95%	95%	96%	97%	97%	96%
協議会数	1,043 協議会	1,137 協議会	1,155 協議会	1,160 協議会	1,169 協議会	1,196 協議会	1,203 協議会	1,201 協議会

○ 1,201 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 84%（1,008 協議会）。（P13）

7 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は9,623事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は23%（2,189事業所）、委託を受けていない事業所は77%（7,434事業所）。(P15)

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所数〉

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
指定特定・指定障害児相談支援事業所数	2,907	2,851	4,561	5,942	7,927	8,684	9,364	9,623
委託相談支援事業所数	1,964 68%	1,691 59%	2,032 45%	2,252 38%	1,952 25%	2,067 24%	2,365 25%	2,189 23%

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が48%（4,599事業所）、営利法人が19%（1,829事業所）、特定非営利法人が17%（1,619事業所）など。(P15)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が68%（6,567事業所）、障害者支援施設が10%（954事業所）など。(P15)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所で業務に従事する数は27,389人。
27,389人のうち、相談支援専門員の数は20,418人。
27,389人のうち、ピアカウンセラーの数は859人。(P16)

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数〉

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
相談支援専門員の人数	5,601人	5,676人	8,915人	11,800人	15,575人	17,579人	19,083人	20,418人

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めている。

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の8%（701事業所）が24時間365日対応。(P17)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の対象者は、「3障害＋障害児」が60%（5,798事業所）、「3障害のみ」が18%（1,754事業所）、「障害児のみ」が6%（529事業所）、「その他」が16%（1,542事業所）。(P17)
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は229事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は49事業所など。(P17)

【調査結果の概要（都道府県）】（括弧内は別添資料2：調査結果（都道府県）のページ数）

1 指定一般相談支援事業所について

- 指定一般相談支援事業所数は3,397事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は41%（1,395事業所）。(P1)
- 指定一般相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が59%（1,991事業所）、特定非営利法人が16%（523事業所）、営利法人が12%（418事業所）など。(P1)

- 指定一般相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 63%（2,121 事業所）、障害者支援施設が 12%（391 事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業所で業務に従事する数は 11,257 人。
11,257 人のうち、相談支援専門員の数 9,099 人。
11,257 人のうち、ピアカウンセラーの数 537 人。（P2）
- 指定一般相談支援事業所の 15%（512 事業所）が 24 時間 365 日対応。（P3）
- 指定一般相談支援事業所の対象者は、「3 障害＋障害児」が 70%（2,387 事業所）、「3 障害のみ」が 14%（489 事業所）、「障害児のみ」が 1%（18 事業所）、「その他」が 15%（503 事業所）。（P3）
- 指定一般相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 154 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 29 事業所など。（P3）

2 都道府県相談支援体制整備事業について

- 77%（36 都道府県）が実施。（P4）

＜都道府県相談支援体制整備事業の実施状況＞

実施方法	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月	平成 27 年 4 月	平成 28 年 4 月	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月
実施都道府県数	35	37	41	38	37	36	36
実施率	75%	79%	87%	81%	79%	77%	77%

3 障害児等療育支援事業について

- 46 都道府県が実施。また、74 指定都市・中核市のうち、53 市が実施。（P6）

4 相談支援従事者研修について

- 平成 18 年度から平成 29 年度までの間の、初任者研修修了者の合計は 124,229 人、現任研修修了者の合計は 35,805 人。（P7）

＜初任者研修・現任研修修了者数＞

	～平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
初任者研修 修了者数	40,730	4,477	5,605	8,563	9,847	14,903	13,969	12,290	13,845	124,229
現任研修 修了者数	5,122	1,848	3,077	3,280	3,400	3,463	4,405	5,240	5,970	35,805

5 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について

- 平成 18 年度から平成 29 年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が 164,662 人、児童発達支援管理責任者研修が 40,657 人。（P8）

＜サービス管理責任者研修の修了者数＞

分野	～平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
介護	16,616	4,112	5,639	4,662	4,580	4,522	4,938	4,610	4,959	54,638
地域生活 (身体)	1,652	315	379	270	238	382	292	300	497	4,325
地域生活 (知的・精神)	15,454	3,607	4,566	4,009	3,957	3,835	4,013	4,161	4,555	48,157
就労	15,444	4,010	5,438	4,957	4,879	5,081	5,581	5,848	6,304	57,542
合計	49,166	12,044	16,022	13,898	13,654	13,820	14,824	14,919	16,315	164,662

＜児童発達支援管理責任者研修の修了者数＞

	～平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
合計	4,110	1,477	2,525	3,355	3,847	5,267	5,703	6,340	8,033	40,657

6 都道府県（自立支援）協議会について

- 47 都道府県全てが設置。（P9）
- 47 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 41 都道府県（87%）。（P9）
- 47 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 43 都道府県。このうち、課題別に設置している都道府県は 42 都道府県。そのうち、相談支援関係が 24 都道府県、人材養成関係が 27 都道府県、地域移行関係が 21 都道府県。（重複あり）（P10）